

「法創造教育方法の開発研究—法創造科学に向けて」について

—創造的な法律家を養成する方法の開発—

研究代表者
吉 野 一

明治学院大学法学部

変化する社会的状況に対応して、適切に法的解決を行うためには、法を適用する際の法創造が非常に重要な役割を演じるようになっている。また創造的能力を備えた法律家を育成することが急務となっている。このような現状を踏まえて、本研究は、**法創造教育方法の開発**を行う。

法創造とは、問題解決のために適切な法を新たに創り出すことである。法創造というと、立法をすぐ思い浮かべるが、法の適用においても、法創造は重要である。すなわち、ハードケースの解決や法規と事実のギャップを埋めるために、法創造が必要である。法適用における推論は、「法的正当化の推論」と「**法創造の推論**」から成り立っている。出来事一事件を法的に解決するためには法の適用結果としての法的決定が創設されるとともに、これを正当化するために、具体的事実と抽象的法規の間のギャップを埋める解釈法が創設されるのである。

法創造教育とは、学生の法創造思考力を開発する教育である。従来の教育は法的知識の供与を主とした。これからの（法科大学院での）法学教育では、法的思考力（Legal Mind）の育成が重要である。日本の法律家に特に必要とされているのが、法創造思考力である。法創造教育の方法が開発されなければならない。

本研究は、法適用においてより適切な法を創造する原理と方法の科学的解明を行う。そしてそれを通じて、我が国における新しい法創造教育方法を開発する。本研究は、相互に関連する次の四つの研究課題から構成される。

(1) 法創造基礎の理論的解明

法適用における正義・公平判断の論理分析および経済学・ゲーム理論的分析を行い、より良い法の創造方法の基礎理論の構築を行う。

(2) 実務と教育における法創造の実際の解明

大陸法における法解釈の事例分析を行うとともに、米国のロースクールでのプロブレムメソッド（事例問題を解くという形で教育する方法）とケースメソッド（諸判決例から法ルールを抽出するという方法）、ソクラティックメソッド（問答形式で教育する方法）とディスカッションメソッド（学生の自由な議論を教師が導く形で教育する方法）の教育事例を分析し、両者を比較する。

(3) 法創造教育方法の開発

上記の四方法を法創造教育ために一層有効に用いる方法を研究し、教育効果の教育心理学的・認知心理学的分析を行いつつ、法創造教育方法を開発する。

(4) 法創造教育支援システムの開発

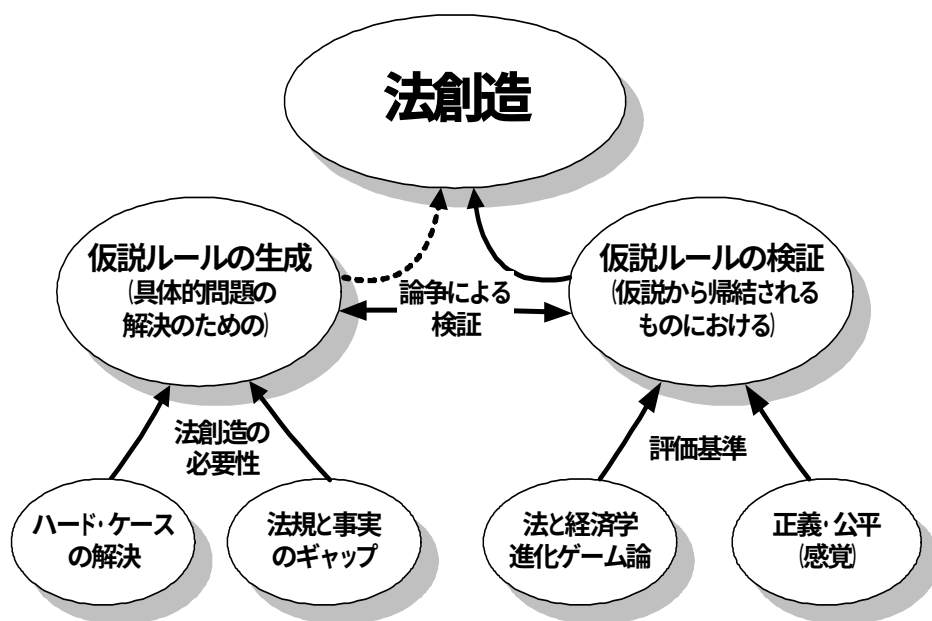
法創造教育を支援し実現していくために法

創造教育支援システムを開発する。開発されるシステムは、関連する法的知識（法規、判例、学説および制約知識）を整理し、問題集や問答集を整備して、Web上および知識ベースに搭載している。また、①法的仮説生成・検証シ

ステム、②法的論争システム、および③E-Learningシステムからなる。

以上の1.～4.を総合して、法創造教育方法の開発が進められる。本研究により、「法創造の科学」への道が開かれることになる。

法創造とは何か



法創造教育方法と教育支援システム

